

第3回戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会

日 時 平成28年1月13日(水)

午後6時30分～

場 所 501会議室

次 第

1 開 会

2 委員による懇話

(1) 受益者負担の割合について

(2) 市外利用者の基準について

(3) 激変緩和措置について

(4) 施設駐車場の取扱いについて

(5) 営利目的利用者の取扱いについて

3 閉 会

○ 前回の懇話会のまとめ

1 算定根拠の明確化について

- ・将来経費も踏まえた算定根拠に賛成である。
- ・「施設設備費」という表現を「維持管理費」といった誤解を生まなような表現に改める必要がある。
- ・公共施設がなくならない限り「物の経費」は掛かるため、算定根拠に含めていくことが必要である。
- ・「公共施設の基金設置」意見については、公共施設等整備基金があるため、算定根拠に含める必要はないのではないか。

2 受益者負担の割合について

- ・本検討に当たっては、市民の視点と公共施設を維持していくという視点の双方が必要である。
- ・行政の透明性の確保の観点からも細分化しすぎた複雑な計算式ではなく、市民に分かりやすい選択モデルを採用するのが妥当である。
- ・大規模公共施設においては、民間企業の参入が困難なことが想定される。
- ・受益者負担割合を更に細分化しても良いのではないか。特に現在にDの領域については、細分化が必要である。

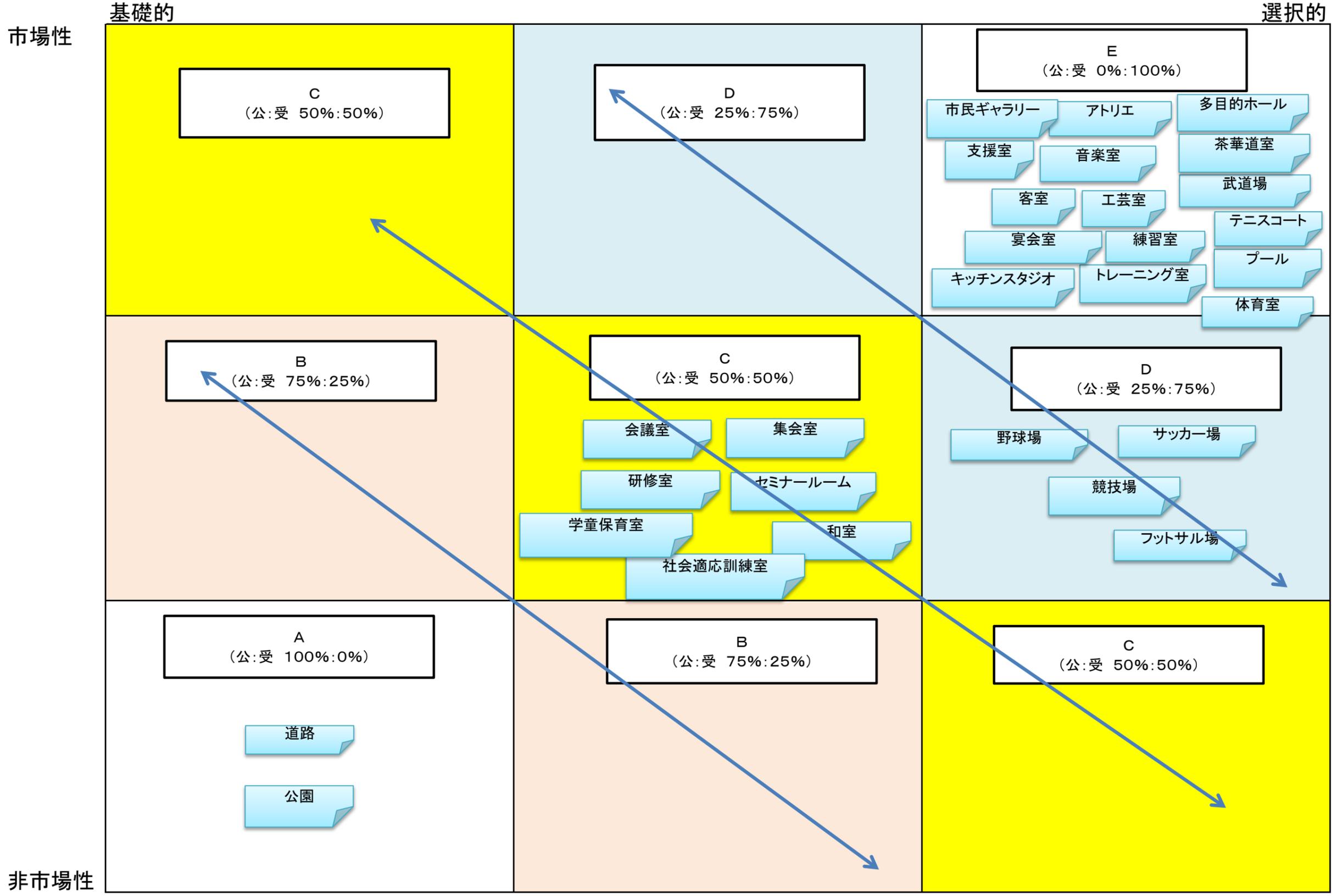
3 減免・免除の規定について

- ・利用者が本来負担すべきなので、減免することは不要である。
- ・減免を無くす代わりに、適切な受益者負担割合や算定根拠に基づいた料金とする必要がある。
- ・減免される金額を一般の利用料金に転嫁して、差額分を補うことを考えると利用者間に不公平が生じるおそれがある。
- ・減免は団体間の公平性を確保することが困難であるので、原則無しとしても良いのではないのか。
- ・減免という扱いではなく、子どもの利用については、料金を安くしても良いのではないのか。

まとめ

- 1 算定根拠の算定式については、施設設備費などの表現を誤解の与えないように改めた上で了承とする。
- 2 受益者負担割合については、貸室ベースで考慮することとし、現行の負担割合を4パターンから5パターンに改め、負担割合領域を4分割から9分割に細分化する。
- 3 減額・免除については、減免を行っていった場合でも、減免される金額を一般の利用料金に転嫁して、差額分を補うことが必要であると考えられることや団体間の公平性を確保することが困難であるので、原則減免は無しとする。その場合においては、適切な受益者負担割合に基づいた料金とすることが必要となる。

○ 貸室をメインとした受益者負担の分類



○主な公共施設一覧

施設名称	貸室名称
笹目コミュニティセンター	セミナールーム101
	セミナールーム301
	セミナールーム302
	和室 つくし
	和室 たんぽぽ
	アトリエ
	キッチンスタジオ
	音楽室
	市民ギャラリー
	多目的ホール
保養所(白田の湯)	客室
	客室
	宴会場(大広間) 〇休憩利用: 正午~午後2時 研修室
スポーツセンター	大会議室
	小会議室
	第1武道場(柔道場)
	第2武道場(剣道場)
	第3武道場(弓道場)
	体力測定室 〇びトレーニング室
	第1競技場
	第2競技場(体操場)
	第3競技場(卓球場)
	屋内プール
	屋外プール
テニスコート(屋外)	
陸上競技場	
文化会館	ホール
	展示室
	301会議室
	302会議室
	303会議室
	304会議室
	練習室1
	練習室2
	練習室3
	羽衣の間
	千歳の間
高砂の間	
末広の間	
中町テニスコート	Aコート
	Bコート
惣右衛門公園	惣右衛門公園サッカー場 〇ットサル場
新田公園野球場	新田公園野球場
笹目公園野球場	笹目公園野球場
北部公園野球場	北部公園野球場
	陸上競技場
	サッカー場A面
	サッカー場B面

彩湖・道満グリーンパーク	ソフトボール場A面
	ソフトボール場B面
	ソフトボール場C面
	ソフトボール場D面
	ソフトボール場E面
	ソフトボール場F面
	ソフトボール場G面
	野球場A面
	野球場B面
	野球場C面
	野球場D面
	テニスコートA面
	テニスコートB面
	テニスコートC面
	テニスコートD面
	テニスコートE面
	テニスコートF面
	テニスコートG面
	テニスコートH面
	テニスコートI面
新曽福祉センター	ホール
	第一会議室
	第二会議室
	講習会室
	音楽室
	茶道室
	料理室
	いこいの室(一般)
東部福祉センター	いこいの室
	大会議室
	中会議室
	小会議室
	茶華道室
	料理室
	第1音楽室
	第2音楽室
	サークル室
	集会室
	工芸室
	体育室
	西部福祉センター
第3会議室	
講習会室	
茶華道室	
第2会議室	
料理室	
第1会議室	
老人いこいの室(一般)	
心身障害者福祉センター	軽体育室
	音楽室
	社会適応訓練室
	生活実習室
	料理実習室
福祉保健センター	講習会室1
	講習会室2
	調理実習室
教育センター	第1会議室
	第2会議室
	編集室(スタジオ含む)

少年自然の家	宿泊室(14室)
上戸田地域交流センター【あいパル】	多目的室1
	多目的室2
	多目的室3
	多目的室4
	多目的室5(市民ギャラリー)
	和室1
	和室2
	キッチンスタジオ
	音楽室1
	音楽室2
	ホール1(ステージ込み)
	ホール2
	ホール3
	楽屋1
	楽屋2
	研修室
	アトリエ
	軽体育室1
	軽体育室2
	軽体育室3
軽体育室4	
こどもの国	スタジオ1
	スタジオ2
	多目的室1
	多目的室2
	プール
新曽南多世代交流館(さくらパル)	音楽練習室
	多目的室
	会議室A
	会議室B
	会議室C
起業支援センター(オレンジキューブ)	和室
	支援室
	会議室
	多目的室

○ 市外利用者の基準について

市外利用者の基準の目的

市外利用者の基準は、市内利用者が市税を徴収された上で公共施設の使用料を支払っているのに対し、市外利用者は市税を徴収されずに公共施設を利用することとなり、**利用者間で不平等が生じるため**、市外利用者については**市内利用者より割高な料金設定**をすることで**公平性を担保**することを目的としている。

本市においても、公平性を担保する観点から、市外利用者の基準を設定している。

検討材料

本市の現状

現行の受益者負担の見直し方針において、市外利用者及び市外利用者団体については、市内利用者の利用料金の**2倍**が市外利用者料金として適当であるとしている。

また、市内利用者や市外利用者の定義については、市内に在勤・在学する者も「市内利用者」とするかなど**統一的な定義が示されていない**。

他市の参考例

- ・市外居住者の利用については、基本使用料に100分の50を乗じて得た金額を加算する。(1.5倍の料金設定)
- ・市民以外については、原則として基本使用料に100分の100を乗じて得た金額を加算する。(2倍の料金設定)
- ・子どもの利用促進の観点から、子どもについては、例外的に市外料金を設定しない。

○ 激変緩和措置について

激変緩和措置とは

使用料金の改定が市民生活に大きな影響が出ることが予想されることから、改定する使用料金の上限額を決定するなどして、急激な使用料金改定とならないようにすることを目的とするものである。

現行の激変緩和措置

急激な変化が市民生活に与える影響等を考慮し、改定する使用料の上限を決定する。改定した使用料についての上限は、特別な場合を除き、「1.5倍」にするものとし、今回の見直し実施後5年毎に再び見直しを行うものとする。

今後の激変緩和措置

今後の激変緩和措置の規定には、改定した使用料の適切な上限額及び見直し期間を決定することだけでなく、市民生活に急激な影響を与えないよう、料金を改定をする際、市民への十分な周知がされるような視点が必要となる。

参考例

改定額の上限	現行額の1.5倍、使用料金に応じて(例 250円を超え500円以下 1.9倍)
期間	3年ごと、3年ないし5年ごと
	段階的に利用料金を改正を予定する方法
例	使用料に関する条例改正で2年分の使用料改正
	1年目 100円 → 150円(1.5倍)
	2年目 150円 → 225円(1.5倍)

○ 施設駐車場の取扱いについて

現行の方針における施設駐車場の取扱い

各施設や庁舎に付随する駐車場については、当然にその維持管理のための経費が発生するものである。このことから、その使用料を受益者に負担をしてもらうこととし、利用者の状況、施設の性格および使用料徴収に係る経費等を考慮しながら、各部において検討を進めることとする。



今後の施設駐車場の取扱い

資源(=財源)の増大に向けた取組を推進することを目的として、各公共施設の駐車場については、有料化に向けた検討をすることとするが、公共施設の駐車場の有料化を実施する際の留意点や算定根拠などについて、明確にしていく必要がある。

参 考

- 有料化を実施の検討事項
 - ・公共施設を利用されている方の利用状況を勘案して検討する。
 - ・有料化する際の初期費用などを勘案して採算が取れるかどうかを勘案して検討する。
- 設定金額について
 - ・近隣他市または民間企業と比較して金額を決定する方法
 - ・利用者の状況に応じて金額を設定する方法

○ 営利目的利用者の取扱いについて

営利目的利用者の取扱いの目的

これまでは…

公共施設の貸し出しに当たって、営利を目的とした公共施設の使用などについては、積極的な貸出を行ってこなかった。

これからは…

資源(=財源)を枯渇させるまで既存のサービスを提供し続けると行政サービスの提供ができなくなることを避けるために資源の増大に向けた取組を推進することとし、営利を目的とした公共施設の使用などに対して、基本料金よりも高い料金設定とした上で積極的に貸し出しを行っていく。

本市の営利目的利用者の取扱いの状況

本市の公共施設における営利目的利用者の状況については、最近建設された上戸田地域交流センターや新曽南多世代交流館といった公共施設から順次規定している。

○ 上戸田地域交流センター

(1)使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料の加算額は、所定の使用料の額に次に掲げる1人1回について徴収する最高の入場料等の額に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額とする(10円未満の端数は、切り捨てる。)

①500円未満 2割 ②500円以上1,000円未満 3割 ③1,000円以上2,000円未満 5割 ④2,000円以上 8割
例 貸室料金が500円で入場料100円の場合 使用料金 $500 \times 1, 2 = 600$ 円

(2)使用者が、営利、宣伝等に類する行為を目的として使用する場合の使用料の加算額は、所定の使用料の額に2を乗じて得た額とする。(基本料金の3倍)

